

福岡医発第575号(地)
平成19年 7月 4日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

平成19年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画書の提出について

下記の2事業に係る事業計画書の提出について、別紙のとおり福岡県保健福祉部医療指導課より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 希望される医療機関は、計画書を平成19年7月20日(福岡県必着)までに福岡県保健福祉部医療指導課医務係までご提出いただきますようお願いいたします。
- 2) 本件についてのお問合せは、下記へお願いいたします。

記

※平成19年度地域診療情報連携推進事業

1. Web型電子カルテシステム導入型

地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ることを目的とする。

2. 地域共同型データセンター設置型

地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテを導入することで、周辺の連携医療機関においてもセキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテの一層の普及を図ることを目的とする。

※計画書提出先・お問合せ先

福岡県保健福祉部医療指導課医務係(担当:松本浩樹)
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL(代表) 092-651-1111 内線3142 (直通) 092-643-3273
FAX 092-643-3277



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

医指19第1096号

平成19年6月22日

(社) 福岡県医師会長
(社) 福岡県歯科医師会長
(社) 福岡県病院協会長 殿
(社) 福岡県私設病院協会長
(社) 福岡県精神科病院協会長

福岡県保健福祉部医療指導課長



平成19年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画書の提出について(依頼)

このことについて、厚生労働省医政局研究開発振興課から別添写しのとおり通知がありましたので、貴管下医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

なお、事業計画書の提出は、平成19年7月20日(金)(県必着)までとさせていただきます。
また、補助金交付要綱は、現在、国において策定中であり、要綱(案)を添付いたします。

添付資料

平成19年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画書の提出について
平成19年度地域診療情報連携推進補助金実施要綱について
平成19年度地域診療情報連携推進費補助金交付要綱(案)

福岡県保健福祉部医療指導課

医務係 松本浩樹

(代表) 092-651-1111 内線3142

(直通) 092-643-3273

(FAX) 092-643-3277





医政研発第0613001号

平成19年6月13日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課



平成19年度地域診療情報連携推進事業に係る事業計画書の提出について

平成19年度における標記事項に係る国庫補助事業の執行にあたっては、当該補助事業の補助効果等を考慮し、効率的な配分を行うこととしています。

ついては、下記により事業計画を提出していただきたいので、準備方よろしく御配慮願います。

なお、事業内容については、別添「平成19年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱」及び「平成19年度地域診療情報連携推進費補助金交付要綱」のとおりですが、変更となる場合がございますので御留意願います。

記

1. 研究開発振興課医療機器・情報室所管事業（募集事業）

地域診療情報連携推進費補助金

地域診療情報連携推進事業

2. 事業計画書の様式

別添の様式にて提出願います。

3. 事業計画書の提出期限

平成19年7月31日（火）

地域診療情報連携推進事業計画書

事業区分	平成19年度地域診療情報連携推進事業
------	--------------------

開設者名	
施設名	
所在地	

1. 医療施設の概要

許可病床数（平成19年 月 日現在）							
一般	療養病床	精神	感染症	結核	計	（うちICU）	（うちCCU）
床	床	床	床	床	床	床	床
標 榜 診 療 科 名							
内科・心療内科・精神科・神経科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・形成外科・美容外科・脳神経外科・呼吸器外科・心臓血管外科・小児外科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・気管食道科・リハビリテーション科・放射線科・歯科・その他（ ）							
一日平均外来患者数		名（平成18年4月1日～平成19年3月31日）					
一日平均入院患者数		名（平成18年4月1日～平成19年3月31日）					

2. 今回の実施事業概要（文章にて具体的にご記入下さい）

※当該事業の詳細な見積書及び別紙資料もあわせて提出願います。

1. 地域における貴院の役割を具体的にご記入ください。

2. 連携機関（病院、診療所、薬局等）との具体的な連携内容をご記入ください。

3. 今後の構想について具体的にご記入ください。

4. 構築を予定しているWeb型電子カルテシステム、または地域協同利用型データセンターを活用したネットワークのすがたをA4用紙5枚以内（概念、物理：別紙にて添付も可）で図示してください。※特に電子カルテシステムの機能及びデータの保存法等。

5. 連携機関数を病院、診療所ごとにご記入下さい。

連携機関数	施設
(うち 病院	施設、診療所 施設)

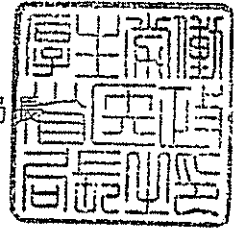
6. W e b型電子カルテシステム、または地域協同利用型データセンターにおいて、どのようなネットワークセキュリティを構築するのか、具体的にご記入ください。

医政発第0613014号

平成19年6月13日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局



平成19年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱について

地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図る事業。また、地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々医療機関が行っている医療情報の管理経費の軽減、互換性の確保等を図る事業を行うこととした。

事業の実施については、別紙「平成19年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱」により平成19年4月1日から行うこととしたので通知する。

なお、貴管内市町村及び医療機関等に対する周知につき配慮願いたい。

平成 19 年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱

第 1 Web 型電子カルテシステム導入型

1. 目的

地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

3. 事業内容

地域の中心的役割を果たしている医療機関において、既に導入済みの電子カルテシステム、又は開発中の電子カルテシステムを基に Web 型電子カルテシステムを開発・導入することにより、連携する医療機関がセキュリティを確保したインターネット等を介して、その電子カルテソフトを活用する事業をモデル的に実施し、連携する医療機関における電子カルテシステムの導入効果や実現方法を広く公表することを事業内容とする。

4. 整備対象

Web 型電子カルテシステムを用いた地域医療連携の充実に必要な備品購入費（システム設計・開発費、ネットワーク構築費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) 既に何らかの地域医療連携が行われており、かつ地域の中心的役割を果たしている医療機関に電子カルテシステムが導入済、又は開発中であること。
- (3) 構築した Web 型電子カルテシステムの効果を検証し、その効果を平成 20 年度中に公表するとともにその内容を報告書として取りまとめのうえ厚生労働省に提出すること。（より有効で客観的な指標を用いること。）
- (4) 厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用すること。
- (5) 医療機関間で電子的に情報交換する際の規格は、下記を実装すること。
 1. XML (HL7 ver.2.4 以降)
 2. DICOM 規格
- (6) 連携機関において、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムの利用（診療録等の作成）ができること。
- (7) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 2 版（平成 19 年 3 月 厚生労働省）」を遵守すること。

第2 地域共同利用型データセンター設置型

1. 目的

地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテの一層の普及を図ることを目的とする。

2. 事業の主体性

都道府県（委託を含む）

3. 事業内容

地方公共団体を核とする診療情報ネットワーク形成の基盤を作るため、診療情報を電子保存するための共同利用型データセンター設置に係るシステム開発等の事業を行うものとする。

4. 整備対象

共同利用型データセンター設置のために必要な備品購入費（システム設計・開発費、取付工事料を含む。）

5. 補助条件

- (1) 本事業を行うことにより、従来より充実した地域医療の提供体制を構築する試みが提言されていること。
- (2) 設備に関しては、「情報システムの設備ガイド JEITA ITR-1001A（作成：コンピュータ室設備専門委員会、情報処理標準化運営委員会 発行：社団法人 電子情報技術産業協会）」によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。
- (3) 運用に関しては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第2版（平成19年3月 厚生労働省）」の外部保存に係る部分によること、又はこれと同等以上の安全性等を有することを書面により説明できること。

平成 19 年度地域診療情報連携推進費補助金交付要綱（案）

（通則）

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 ^{厚生省} 労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ること及び地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々の医療機関が行っている医療情報の管理経費を軽減し、互換性の確保等を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、平成 19 年 6 月 13 日医政発第 0613014 号厚生労働省医政局長通知の別紙「平成 19 年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱」に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。
- （1）都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う Web 型電子カルテシステム導入事業。
- （2）都道府県が行う地域共同利用型データセンター設置事業。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- （1）次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	（1）Web 型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事料を含む。） （2）地域共同利用型データセンター設置事業に必要なシステム設計・開発費、備品購入費（取付工事料を含む。）

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受け

なければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、平成 19 年 9 月 28 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い、平成 20 年 1 月 31 日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 厚生労働大臣は、6 若しくは 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成20年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。